

第30回品質管理検定（QC検定）団体B受検のお申込みにつきまして

1. 団体B受検のお申込み

1.1 団体B受検のお申込みとは

- ①団体Bとは、試験会場・試験当日の運営スタッフを、貴社でご準備いただく受検方法です。
- ②試験会場1拠点で受検者が30名以上を超えますと、団体Bとしてお申込みいただけます。
また今回に限り、受検料はすべて団体割引（10%）が適用されます。

1.2 第29回検定からの振替される団体様の団体B受検申込につきまして

受検者数が30名未満でも受検者を追加して30名以上になりますとお申込みいただけます。
振替される受検者の受検級の変更は出来かねます。
振替受検者以外に追加の受検者の受検料は新料金（2020年9月検定より適用）となります。

2. 団体Bお申込みの条件

受検者が30名以上の場合の他に、貴社で次のご対応をいただくことを前提とします。

- ①試験会場を確保できること
- ②試験当日の会場スタッフ（会場責任者、試験監督員）が確保できること
- ③当センターが作成した実施手順書に従って実施いただくこと
- ④誓約書の内容にご同意いただくこと

2.1.1 試験会場及び控室を確保できること

- ①試験会場は貴社にてご準備いただきます。貴社の会議室、食堂でも可能です。その場合、貴社でお決めになった新型コロナウイルス感染拡対策を講じて座席数を決めていただきます。
- ②控室を（試験会場とは別部屋でセキュリティを確保するため施錠ができ、試験スタッフが待機できる部屋）をご準備ください。

2.1.2 試験当日の会場スタッフ（会場責任者、試験監督員）が確保できること

試験は貴社にて運営いただきます。次に挙げます役割の方のお手配をお願いします。
試験運営の立場のため、会場スタッフは試験を受検することはできません。

①会場責任者

会場責任者は、1つの試験会場に1人配置し、その試験会場の運営責任者です。

会場スタッフを指揮して試験運営にあたります。具体的には、QC検定センターからの連絡（試験問題不備、試験時刻繰り下げ等）を受けて試験室に連絡したり、受検者対応（受検票再発行）、試験問題配達業者からの試験問題受取り・受渡しなどがあります。

また、会場責任者は上記役割のため、他の役割（主任試験監督員等）を兼務することはできません。

②主任試験監督員

主任試験監督員は、試験室ごとに1名配置し、その試験室の責任者です。会場責任者の指示に従い、試験室の責任者として担当する試験室内で試験監督員を指揮して、受検者へのアナウンスなどを行います。

③試験監督員

試験監督員は、1試験室で受検者50名あたり1名配置し、主任試験監督員の指示に従い、受検者対応、問題・答案用紙・受検票の整理・配布・回収、試験中の巡回・監視などを行います。

2.2 当センターが作成した実施手順書に従って実施いただくこと

事前に、試験時に行うことやタイムスケジュールを記載しました「品質管理検定試験 実施手順書」をお送りします。この手順書を定める手順どおりに運営を実施いただきます。

2.3 誓約書にご同意いただくこと

誓約書は、QC検定を貴社で行うにあたり、上述の内容を遵守し、手順書に従った運営（公平な運営）を誓約いただくものです。もし不正等があった場合は、不正事実の公表、受検者の失格、損害賠償の請求等の措置を取る内容となっております。

この誓約書をお申込み時に確認いただき、署名、捺印後PDF化してメールにてご提出いただきます。

※緊急連絡先（試験前、試験当日）として、会場責任者等の連絡先（氏名、携帯電話番号、携帯電話メールアドレス）を誓約書にご記入いただきます。

2.4 その他

当センターから、試験の運営が適切に行われているかを確認するために、「立会人」を1拠点に1名伺います。試験の約2週間前に立会人の氏名をご連絡いたします。

3. 実施運営費

団体B受検にかかる費用は次のとおりです。

①受検料

②立会人派遣料

- 受検者数 200 名以下
立会人派遣料
(立会人旅費(東京起点⇄試験会場最寄駅)+日当+宿泊費)
- 受検者数 201 名以上
立会人派遣料無料

4. 申込受付の手順

4.1 団体B申込みの登録

- ①団体Bの会場責任者は、申込みに先立ってセンターのホームページに掲載する「団体申込」の登録を行ってください。
- ②センターは登録のあった団体の団体B実施可否の判断をします。

4.2 誓約書の提出（団体B契約内容の合意）

- ①団体Bの会場責任者はセンターのホームページに掲載する「団体における品質管理検定試験の実施について」を確認の上、「団体における品質管理検定試験の実施に関する誓約書」（様式1）を、「団体B申込書」の申込前にセンターに提出ください。提出は団体申込メール（qc-dantai@jsa.or.jp）宛にPDF化した契約書をご提出してください。また、その原本は申込した貴社にて1年間保管して頂きます。
- ②誓約書を取交した上で、申込みが正式に受理されます。
- ③誓約書が合意できない場合は、その内容をセンターに連絡する。その場合、検定試験の団体Bとしての受検は出来ません。

4.3 申込受付

- ①誓約書が受理されるとマイページにアクセスができるパスワードがメールが届きます。
- ②団体Bを実施する団体は「団体B申込書」に必要事項を記入し、WEBにて申込みを行い、センターは受付処理を行います。
- ③センターは申込みのあった団体に対して、試験当日の運営方法などを記載した「品質管理検定試験実施手順書」を送付します。また必要に応じて試験実施環境を確認します。
- ④初めて団体Bを行う企業には、この手順のご説明をオンライン会議や電話等で行わせていただきます。

5. 申込受付後の実施事項

- ①座席表の作成をしてください。
- ②受検当日の受検者への案内（掲示物）の電子媒体をお送りいたします。必要に応じて加工いただき掲示ください。

6. お願い

- ①試験実施に不測の事態等で影響が発生した場合は、必ずQC検定センターにご連絡ください。
- ②QC検定センターでは、受検者様の安全に配慮し、試験運営を実施して参りますので、何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

お問合せ先

一般財団法人日本規格協会 QC検定センター 団体B受付担当

電話：03-4231-8595

メール：qc-dantai@jsa.or.jp

以上